

國學院大學學術情報リポジトリ

丹後国田辺藩の「御仕置仕形之事」について：
譜代藩における「公事方御定書」参酌の一事例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-05-11 キーワード (Ja): 御仕置仕形之事, 田辺藩, 公事方御定書 キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000369

丹後国田辺藩の「御仕置仕形之事」について

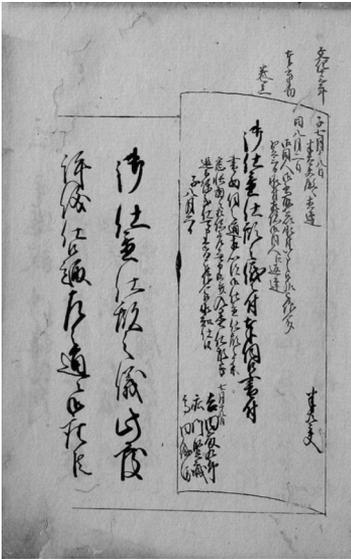
——譜代藩における「公事方御定書」参酌の一事例——

高 塩 博

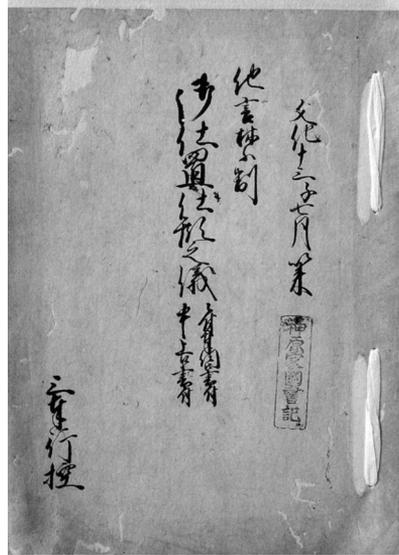
はじめに

- 一 刑罰法規集の試案
- 二 「入墨」の評議
- 三 「御仕置仕形之事」の成立とその内容
- 四 「御仕置仕形之事」の補正
- 五 田辺藩郡奉行役所備え付けの「公事方御定書」
むすび

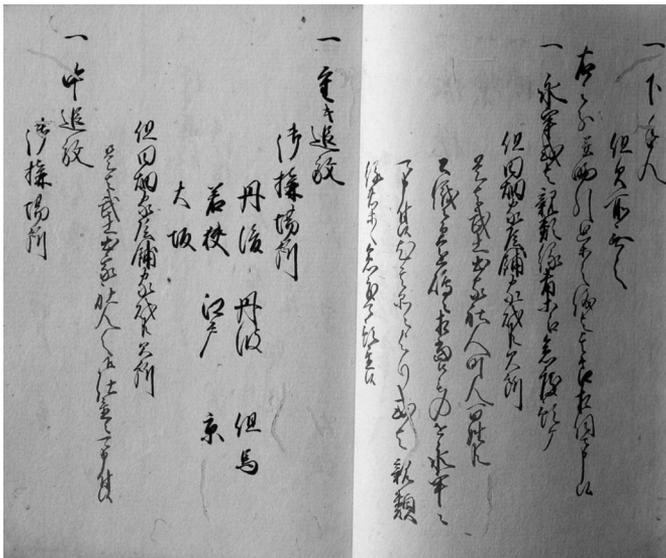
〔史料翻刻〕：「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付申上候書付」



「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付」の冒頭 (本書165頁)



「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付」の表紙 (本書165頁)



「御仕置仕形之事」の本文 (本書169頁)

はじめに

丹後国田辺藩は、譜代大名牧野氏が加佐郡に三万五千石を領有した小藩である。現在の京都府舞鶴市に築城された田辺城は、伊佐津川と高野川に挟まれた河口近くに位置し、舞鶴城の別称を持つ。第七代藩主牧野以成もちしげの治世下の文化年間、田辺藩は刑罰制度の改革を断行する⁽¹⁾。文化十三年(一八一六)の「御仕置仕形之事」という刑罰法規集の制定もその一環である。同年閏八月十八日の成立である。成文をもって刑罰の種類とその執行法とを定めたのである。この事を語る史料が、「御仕置仕形之儀三付奉伺候書付申上候書付」と題する一冊の写本である(香川大学附属図書館神原文庫蔵⁽²⁾)。本稿は、この写本に基づいて田辺藩の刑罰体系を明らかとし、譜代藩における幕府法参酌の一事例を紹介するものである。

「御仕置仕形之儀三付奉伺候書付申上候書付」は、表紙中央にこの書名が記され、その右肩に「他言禁制」とある。表紙の右側に「文化十三年七月以来」、左下に「三奉行控」と記される(口絵写真参照)。本書の書型は、縦二二・七糎、横一五・七糎の半紙本である。「神原家図書記」(墨印)、「香川大学附属図書館」という蔵書印のほかに、裏表紙に「岡野重慎」という記名が存する。半丁に九行で書写されており、墨付二五丁である。筆跡は岡野重慎の自筆にて、その書写ぶりはきわめて丁寧であり、原本の体裁についても朱書によって「奉書半切、卷上」「上袋」「美濃紙帳面カスガヒトヂ」と注記する。本書は、岡野が三奉行控の原本から直接に筆写したものであると思われる。それ故、岡野は三奉行控を手にとることのできる立場にあった田辺藩士であると推察するのであるが、その伝は未詳である。彼の旧蔵本を通じてわずかに知られるのは、幕末頃の人物であって「清英堂」「嚶鶴」と号したことくらいである⁽³⁾。

この写本は表題が示すように、「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付」(七丁)と「御仕置仕形之儀申上候書付」(二八丁)との二つの内容から成る。前者は刑罰法規集を編纂するにあたり、法文の一部分を具体的に示して起草方針を確認した書面である。後者はその了承に基づいて刑罰法規集の全体を起草して提出した書面である。以下、本書からの引用は註を省略する(末尾に全文を翻刻掲載するので参照されたい)。

一 刑罰法規集の試案

文化十三年七月十八日、三奉行(吉田藤九郎・庄門堅蔵・高田織衛)は連名で「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付」という文書を御用番家老の半大夫(田中半大夫好昌と思われ⁽⁴⁾)に直々に提出した。この文書は、刑罰法規集のうち、まずは追放刑の体系と入墨、非人手下、穢多御仕置の項目についてのみの試案を提出し、この仕方ですべてを起草してよいものかを伺った書面である。ここでは、刑罰法規集を「御仕置仕形之ケ条」と呼んでいる⁽⁵⁾。文書の冒頭に「御仕置仕形之儀、此度評議仕候趣左之通ニ御座候」という文言を置き、末尾に、この試案が承認されたならば、「御仕置仕形之ケ条」の全体を上呈する旨を記す。左の通りである(傍線は引用者、以下同じ)。

右評議仕候趣、書面之通ニ御座候、都て御仕置之儀、江戸之御定ニ准取計候様、兼て被 仰渡候ニ付、右之外は省略仕候、前書之趣御下知相濟候ハ、御仕置仕形之ケ条悉帳面ニ仕立差上可申哉、奉伺候、以上、

子七月

傍線部に明記するように、田辺藩はその刑罰を「江戸之御定」に準じて策定し、新たな体系をつくるのが既定の方針であった。この方針に沿って、追放刑の案を次のように作成した。重追放、中追放、軽追放および御領分追

放の四種類の追放刑について、それぞれに田辺藩に見合う御構場所（立入禁止区域）を設定したのである。重追放、中追放、軽追放の三者は、十分に適用するのと町人百姓に適用するのとで、御構場所ならびに附加刑としての欠所（財産没収）に差異を設けた。十分に適用する重追放は隣接する丹後、丹波、但馬、若狭の各国と江戸、京、大坂を御構場所とし、田畑、家屋敷、家財の三者をすべて欠所とする。中追放は丹後一国および江戸、京、大坂を御構場所とし、田畑、家屋敷のみを欠所とする。軽追放は田辺領内および江戸、京、大坂を御構場所とし、欠所は中追放に同じである。

これに対し、百姓町人に適用する重・中・軽追放は、いずれの御構場所についても後述の御領分追放に同じとした。没収財産に差を設けることで、重・中・軽追放を区別するのである。すなわち没収財産は、重追放が田畑、家屋敷、家財の三者、中追放が田畑、家屋敷の二者、軽追放が田畑のみである。

御領分追放は士庶の区別無く適用する追放刑で、「公事方御定書」の江戸十里四方追放に相当する。御構場所を真倉、吉坂、由良、金屋の各境より内側とし、欠所を併科しない。⁽⁶⁾

以上に見た刑罰の体系と適用を士庶によって区別する仕方など、追放刑の法構造は、「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事に定める幕府法に依拠したものである。非人手下以下の刑罰についても、幕府法に基づいて法文を立てている。非人手下は「番人小屋頭へ相渡ス」という刑罰であり、穢多御仕置は「軽キ義は穢多頭ニて相当之咎可申付旨申渡ス」という刑罰だと提案する。入墨については、「入墨之跡癒候て出牢」という但書が存するのみで、入墨の形状や施す部位についての定めが見られない。

この提案を受理した半大夫は、翌月の八月二日付けで了承し、「書面伺之通相心得、御仕置仕形之ヶ条悉帳面ニ相認差上可被申候」と指令した。その際、入墨についてはあらためて評議して、その執行法を提示するようにとの

注文をつけた。

なお、三奉行の提案には理解に苦しむ記事が存するので指摘しておく。それは、追放刑を起草するにあたって参考とした幕府法についてである。三奉行提案は、重追放、中追放、軽追放について、幕府の御構場所を朱筆によって注記する。その注記は、「寛保之御定」と「寛政之御改」とによる二種類の御構場所を掲げる。前者は寛保二年十一月の「追放御構場所改候之儀ニ付書付」⁽⁷⁾ によって定まった「公事方御定書」の御構場所に一致する。しかしながら、後者はいささか不可解である。そもそも、御構場所を変更する寛政年間の幕府法令を見出すことができない。しかも「寛政之御改」として掲げる御構場所には齟齬が見られる。重追放において関八州を御構場所としながら、日光海道(街)をも御構場所に加えることである。つまり、御構場所が重複するのである。「寛政之御改」が幕府法の何に該当するのか、目下これを突き止めることができない。

二 「入墨」の評議

入墨については別途評議するようにとの指示が出されたので、三奉行は八月中に早速評議を持った。その評議の結果は、「公事出入刑罪筋伺書写」という史料（香川大学附属図書館神原文庫蔵）⁽⁸⁾ がこれを掲載する。同書冒頭の「入墨仕方之儀ニ付評儀伺書」がそれである。

文化十三丙子年

入墨仕形之儀ニ付奉伺候書付

吉田藤九郎

御仕置仕形之儀ニ付評儀仕相伺候処、伺之^{（マ）}処相心得、入墨仕形之儀追て評儀仕可申上旨被 仰聞候、

庄門 豎 蔵
高田 織 衛

此儀評儀仕候処、江戸之御定之趣は、於牢屋鋪腕ニ廻シ幅三分宛式筋と有之、去ル安永九子年市郎兵衛殿御尋ニ付、申上写置候書付、并ニ先達て御預被成候御書物之内ニも同様、江戸・京・大坂・駿府・長崎・境^{（マ）}・関東御郡代・穢多弾左衛門入墨共、何れも腕ニ入候趣ニ相見へ、此度相伺候入墨も御領分限之御仕置ニ付、何レニも

公儀御定と不紛様可然ニ付、別紙之通被 仰付可然哉ニ奉存候、
右評儀仕候趣書面之通ニ御座候、依之別紙式通相添奉伺候、

子八月

入墨形



右の図によると、長さ一寸（約三糎）、幅二分（約六糎）の横棒の入墨を右腕の肩に近い場所に施すことを提案している。提案に際して参考としたのは、安永九年（一七八〇）の書付と江戸をはじめとする幕府各奉行所等の入墨図を載せる書物である。「公儀御定と不紛様」に、形状と施す部位に留意したという。しかしながら、この伺は裁

可とならなかつた。後述するように、田辺藩が入墨を採用するのは、天保四年（一八三三）四月のことである。したがって、この伺の翌月の閏八月に提出する刑罰法規集には、入墨の刑名は載せるものの執行方法についての記載は存しない。

三 「御仕置仕形之事」の成立とその内容

「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付申上候書付」の後段である「御仕置仕形之儀申上候書付」は冒頭、奉書半切にしたためた三奉行連名の文書を載せる。左の通りである。

子閏八月十六日

半太夫殿へ直達

吉田藤九郎
庄門 堅 蔵
高田 織 衛

御仕置仕形之儀ニ付評儀仕相伺候処、伺之通相心得、御仕置仕形之ヶ条悉帳面ニ相認、差上可申旨被仰聞候ニ付、別帳之通差上申候、然処、入墨仕形之儀、追て評儀仕可申上旨被仰聞候ニ付、尚又与得相考、評義之上追て相伺、御下知相済次第右帳面御下之儀申上、其節組入差上可申積ニ御坐候、依之申上置候、

(閏)八月

この文書は、文化十七年閏八月十六日、家老田中半太夫へ直達したものである（右の日付は「八月」であるが、「閏」を書き落としたものであろう）。吉田藤九郎ら三奉行は、先頃提出した案の了承を得て早速に評議をもち、その結果、「御仕置仕形之ヶ条」の全体を別帳に仕立てて上呈したのである。閏八月十六日は案の了承から約一箇月半

後のことである。入墨の執行法については、前月の評議が不裁可となったため「尚又与得相考、評義之上追て相伺」とする。すなわち、入墨を除くすべての刑罰について起草を終えたわけである。

別帳の表題は「御仕置仕形之事」である。これは「公事方御定書」下巻第百三条の題号（条文名）に同じである。表題が如実に示すように、田辺藩の「御仕置仕形之事」は「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事に基づき、ここから必要な規定を採用し、これを適宜に改変して編纂した刑罰法規集なのである。全三五箇条で構成される。ここに定める刑罰の多くには朱筆による注記が存する。この注記は主としてその刑罰を適用する身分、幕府法のどの刑罰に相当するのかを説明したものである。

「御仕置仕形之儀申上候書付」には「御仕置仕形之事」の施行の関する記事が存しない。しかし、後述するように、この刑罰法規集はすぐさま施行に移された。その後、天保年間にいたるまで現行法としての効力を持ち続けたことは疑いない。この「御仕置仕形之事」自体がそのことを裏付ける。後述するように、「御仕置仕形之事」は天保五年（一八三四）の改正事項を書き入れており（五箇所）、改正を上申した文書も末尾に附載している。また、天保十年（一七三九）の御仕置除日の一覧もあわせて載せている。これらの記事は、その時点において「御仕置仕形之事」が現行法であるからこそ採録されたのである。この写本を書写した岡野重慎は幕末に生きた人物である。岡野が書写した年次は不明であるが、その時もまた「御仕置仕形之事」は現行法であったとみなしてよいであろう。

「御仕置仕形之事」は、刑罰の名称と種類のみならず、配列についても幕府法に大方倣っている。幕府法のうち採用しなかった刑罰は、門前払、奴、一宗構、一派構、改易、盲人御仕置、座頭御仕置、遠国非人手下の八種類である。逆に田辺藩が独自に置いた刑罰は、急度叱り、叱である。刑名に変更を加えた場合もある。幕府法の遠島を永牢に、江戸十里四方追放を御領分追放に、江戸払を田辺払に、非人御仕置を穢多御仕置にそれぞれ変更したのが

それである。幕府法は刑罰を重い方から軽い方へ、一般的なのから特殊なのへと並べている。「御仕置仕形之事」もこの配列を踏襲し、若干の変更を加えているにすぎない。

「御仕置仕形之事」の内容を順次ながめてみよう。死刑は鋸挽、磔、獄門、火罪、斬罪、死罪、下手人の七種類で、刑名、配列とも幕府法にまったく同じである。鋸挽から死罪までは、附加刑として田畑、家屋敷、家財を没収する。これを欠所というが、欠所を科すこともまた幕府法に同じである。しかしながら、「御仕置仕形之事」は死刑のすべてについて執行法を記さない。これは幕府法と大きく異なる点であり、その理由は不明である。

「御仕置仕形之事」は続いて、死刑の次に重い刑罰として「永牢或は親類縁者等急度預ケ」を置く。朱筆注記に「公儀ニて遠島ニ相当候ものを永牢ニ可申付候」と述べるように、永牢は幕府法の遠島に該当する刑罰である。ただ、場合によっては親類縁者等へ急度預ケとすることもあるという。元禄十年（一六九七）、幕府はいわゆる自分仕置令なる触書を発し、諸大名の刑罰権を原則として認めた。⁹⁾ この触書は遠島の適用について、「遠島可申付科ハ、領内ニ島於無之ハ、永牢或親類縁者等急度可預置候」と指示した。すなわち、「永牢或親類縁者等急度預ケ」は、領内に島を持たない場合の代替措置なのである。田辺藩は舞鶴湾に面しており、その北側に若狭湾が広がる。しかしながら、そこには遠島を適用するにふさわしい島は見当たらない。代替措置が採られた所以である。自分仕置令は、「公事方御定書」がこれを「私領仕置之儀ニ付老方石以上計え御触書」という題号（表題）で収載する（上巻第五十五条）。後述するように、田辺藩郡奉行役所は、「公事方御定書」上下巻を所持していたから、それに依拠して法文を策定したと考えるよからう。

「御仕置仕形之事」は、右につづいて六種類の追放刑を定める。重追放、中追放、軽追放、御領分追放、田辺払、所払がそれである。御領分追放までは、試案の内容と変わりはない。わずかに異なるのは、「然共利欲ニ拘り候類

は、田畑家屋敷欠所、尤年貢未進有之候ハ、家財共欠所」という文言が、御領分追放の但書に加わったことだけである。この文言もまた、幕府法における江戸十里四方追放の但書に存するものである。田辺払、所払は、幕府法の江戸払、所払に相当する。田辺払は、京橋（高野川に架かる橋）、大野辺口（西町の西端か？）、高橋の内側を立入禁止とし、これに加えて大内町（伊佐津川に架かる二ツ橋の西側）、吉原町（田辺城の北方、伊佐津川右岸の川尻）、築地、および出生の村と居住の村とを御構場所とした。但書は御領分追放に同じである。所払は居町または居村を御構場所とする刑罰で、幕府法の所払と内容を同じくする。

「御仕置仕形之事」は、所払の次に左の規定を置いて追放刑の執行手続を定めた。

右重中軽御領分追放田辺払共、御構場所書付相渡、御領分追放以上は其もの最寄之御国境にて放遣、田辺払は町出口にて放遣候事、

但、他所もの宿無追払ニ相当り候ものは、罪科相当申渡、御領分相構、御境え送遣可申事、

幕府法における追放の執行手続は、

右重中軽共、何方ニても住居之国を書加、相構、住居之国を離、他国におゐて悪事仕出候者ハ、住居之国、悪事仕出候国共式ヶ国を書加、御構場所書付相渡候事、

右追放者、御郭外にて放遣、侍ハ於其場所大小渡遣候事、

というもので、この規定は軽追放の次に配置されている。「御仕置仕形之事」は、この幕府法を参考として、自らの規定を設けたものである。

追放に関する規定はここまでである。次に刑を加重および減輕する仕方について定める。この規定のうち重要な原則は、刑をどれほど加重しても永牢にとどまり、死刑に至らないこと、および死刑より一等を減輕するときは獄

門、死罪のいづれからでも永牢もしくは重追放にすることである。前者の法文は、「自本罪一等重キ御仕置は、可為永牢以下事」というものである。これは幕府法の「遠島」を「永牢」に修正したにすぎない。後者の法文は、「〔獄門ハ（永牢歟）重追放〕」というものである。幕府法の法文は「死罪ハ遠追放」というものであるから、田辺藩は遠島を永牢に替えただけではなく、獄門からも刑を減輕することを認めて死刑を免れるようにしたのである。この点は、田辺藩の独創といふべきであろう。もう一つ重要なのは、刑の減輕法である。加重する場合は、軽追放から中追放へというように刑を一段階ずつ重くするのだが、減輕する場合には重追放から軽追放へ、あるいは中追放から御領分追放へというように、一度に二段階ずつ軽くするのである。このような加重減輕の仕方も、幕府法のそれを採用したものであることはいうまでもない。¹⁰⁾なお、幕府法は刑罰のいくつかを示して例示的に定めるのに対し、「御仕置仕形之事」は刑罰を羅列して詳細に定めている。

「御仕置仕形之事」は次に、村過料を科す場合の算定法を定める。すなわち、持高三分の二取り上げの場合は、その過料は一反歩につき五貫文、半分取り上げの場合は三貫文、三分の一取り上げの場合は二貫文である。この算定法は幕府法にまったく同じである。

幕府法は続いて門前払、奴の刑を置くが、「御仕置仕形之事」はこれを継承せず、寺院御仕置として追院、退院の刑罰を定める。その内容は幕府法を踏襲したものであるが、幕府法の一宗構、一派構を継承しない。

幕府法は続いて十分に適用する改易という刑罰を定めるが、「御仕置仕形之事」はこれを継承しない。「御仕置仕形之事」が次に定めるのは、閉門、逼塞、遠慮、押込の四者である。いずれも「武士・出家・社人等之御咎」に適用する自宅謹慎を内容とする刑罰である。それらの刑名は幕府法に同じである。ただし、押込のみは「軽キ武士・出家・社人之御咎」に科す刑罰で、幕府法に見られない。

「御仕置仕形之事」は続いて庶民に科す刑罰として、入墨、敲、戸ノ、手鎖、押込、過料、急度叱り、叱りを定める。この八種類のうち急度叱り、叱りについて、幕府法は第百三条御仕置仕形之事の中にこれらの刑名を定めていない。ところが、「公事方御定書」には急度叱り、叱りを法定刑とする規定が存する⁽¹⁾。田辺藩は「公事方御定書」の本文を参照した上で、これらの刑名を「御仕置仕形之事」に置いたと考えられる。その他の六種類については、その刑名ならびに刑罰の内容が幕府法に同じである。しかし、若干ながら異なる点が存する。その第一は、入墨と敲の配列を逆転させていることである。第二は、入墨の形状、施す部位などの執行方法を記さないことである。それは前節に述べたように、執行方法についての評議が裁可されなかったからである。

第三は、戸ノ、手鎖、押込について、各々その日数を三十日、五十日と明記することである。幕府法は第百三条御仕置仕形之事に刑名と執行方法を定めるにすぎない。田辺藩が「御仕置仕形之事」に日数を明記したのは、手鎖と押込を法定刑とする規定が「公事方御定書」下巻の各条に存するのを参照してのことであろう。手鎖については「公事方御定書」下巻はその第五十五条三笠附博奕打取退無尽御仕置之事に「一軽キ懸ケ之宝引・よみかゝるた打候もの 三十日手鎖」という規定を置き、第七十五条婚礼之節石を打候もの御仕置之事に「一婚礼之砌石を打、狼藉いたし候もの 頭取 百日手鎖、同類 五十日手鎖」という規定を置く。また、押込については、三十日、二十日、十日という三種の法定刑を「公事方御定書」下巻の第六十九条出火ニ付て之咎之事に見出すことができる。同条によると、平日に出火させた火元は、類焼面積の多少によつて三十日、二十日、十日のいずれかの押込を科した。また、類焼面積が三町以上に及ぶ場合には、火元の地主、家主、月行事などに三十日押込、火元の五人組に二十日押込を科した。田辺藩の「御仕置仕形之事」は押込について朱書をもつて、

但、出火ニ付て之咎は、類焼之多少ニより、廿日・十日之押込申付、尤寺社ノ出火之節、其寺社七日・十日之

遠慮、此外閉門は勿論、逼塞・戸ノ・手鎖等、日数少キ御咎は無之、

と注記する。右の傍線部は、「公事方御定書」の前記条文の第一項に基づく文言である。

戸ノについては、幕府法は刑期の規定を欠く。そればかりでなく、「公事方御定書」下巻のなかに戸ノを法定刑とする規定を見出すことができない。下巻第二十三条に村方戸ノ無之事という条文を置くばかりである。田辺藩は「御仕置仕形之事」を制定するより以前から、戸ノを用いていた。¹²⁾これが戸ノを置いた理由であろう。刑期を三十日と五十日の二等級とするのは、手鎖、押込の日数にあわせたからと思われる。また、朱書による但書が「町人之御咎ニ可申付候」と注記するのは、幕府法の村方戸ノ無之事という条文の趣旨を明記したものであろう。

「御仕置仕形之事」は次に、二重仕置の規定を置く。二重仕置はひとつの犯罪について二種類の刑罰を併科することで、役義取上、過料、敲、入墨にもう一種類の刑罰を組み合わせる。組み合わせ方は、役義取上過料から入墨之上敲までの八種類が存する。この二重仕置も幕府法との相違は見られない。ただ、「其餘右ニ准、三重之御咎は申付間敷候」という但書を置いて三重仕置の不適用を念押ししている点は、田辺藩の独自のところである。

「御仕置仕形之事」は最後に、非人手下、穢多御仕置の規定を定める。このふたつの刑罰は、試案に示したところと同じである。非人手下は幕府法に「穢多弾左衛門立合、非人頭え相渡ス」とあるのを「番人小屋頭え相渡ス」と法文を改めている、また、穢多御仕置は幕府法の非人御仕置に「穢多弾左衛門え渡、仕置ニ可致旨申付」とあるのを、刑名を変更するとともに法文を「軽キ義は穢多頭ニて相当之咎可申付旨申渡」と修正している。しかしながら、二つの刑罰とも幕府法の趣旨に変更を加えた訳ではない。¹³⁾

以上に見たように、田辺藩の「御仕置仕形之事」は、幕府の「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事を下敷きとして、これを自藩の刑罰法規集に書き改めたものである。当然のことながら、編纂の際には必要に応じて

「公事方御定書」上下巻の本文も参照した。

四 「御仕置仕形之事」の補正

「御仕置仕形之事」制定の際は、三奉行が提案した入墨を採用しなかった。しかしながら十七年後の天保四年（一八三三）に至り、田辺藩は入墨を採用することとした。この時の伺書もまた、前掲した「公事出入刑罪筋伺書写」の「入墨仕方之儀ニ付評儀伺書」にこれを掲載する。この伺書は、冒頭に左のように記す。

天保四巳年二月三日、九馬殿え退蔵立会、三右衛門上候書付三通左之通、同四月三日伺済、

この記事によると、同年二月三日、退蔵（寺田退蔵、郡奉行か）を立会人として、三右衛門（寺井三右衛門、郡奉行か）が九馬殿（御用番家老か）に三通の書面を提出し、二箇月後の四月三日に了承となった。第一の書面は、

盜悪事等いたし候もの、科之品ニ入墨も可被 仰付哉之旨、先達て申上候処、江戸御留守居え申遣、御問合之上申付候方可然旨被 仰聞候付、其段及掛合候処、別紙之通申越候間、評儀之上入墨形別紙之通相定置可申哉、此段奉伺候、以上、

巳二月

というものである。盗犯の罪状によつては入墨を適用すべきであることを先頃提案した処、江戸留守居を通じて幕府に照会した上で採用すべしとの了承を得られた。そこで留守居に掛け合い、幕府からの回答を得たので、評議の結果、別紙（第二、第三の書面）の通りに入墨を定めてはどうかと伺ったのである。第二の書面は、入墨の形状と施す部位を提案する。左の通りである。

入墨形

ヒヂヨリ手クビ迄ノ間中程ニ、長一寸幅二分、



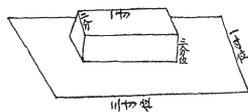
右之通相定置可申哉、奉伺候、

二月

今回提案の入墨は、長さ一寸（約三糎）、幅二分（約六糎）の縦線を、左腕の手首と肘との間でその腕廻りの外側に施す。寸法は前回に同じであるが、施す部位がより目立つ位置に変更されている。第三の書面は、入墨の執行方法を記したもので、左の通りである。

入墨仕形

入墨申渡候得は、牢屋鋪ニおゐて左之腕を台ニ載セ置、形ヲアテ、番人共針四五本も一所ニシテ形之中を突、血をスクヒトリ其上印肉墨を入レル、若墨際立不申候得は突直し墨を入レル、



但、番人は兼て呼出し置、同心見届、番人手下ノモノニ為致可申事、

右相済跡カワキ候迄入牢為致、敲ツキ候ものハ敲候上引渡遣ス、無宿は 御領分境え連行キ追ひ放シ候事、

巳二月

右の記事は入墨の入れ方を具体的に記述していて興味深い。執行場所は牢屋敷内で、非人身分の番人がその役を勤める。この点は幕府法に同じである。⁽¹⁴⁾ 田辺藩の場合、受刑者の左腕を台に乗せ、「形ヲアテ、……針四五本も一所ニシテ形之中を突」くのである。すなわち、右図の器具を左腕に押し当てて入墨の形状をつけ、その形状の中を束ねた針で突き、傷口の血をぬぐい取ってその上に「印肉墨」を塗り込むのである。その後、傷口が乾くまで牢に収容する。二重仕置として敲を併科する場合は、入牢後に敲を執行して身元引受人に身柄を引き渡すのである。また、無宿については領分界に連行して追放する。

「御仕置仕形之事」は、翌天保五年（一八三四）にも補正の手が加えられた。それは御構場所に関することである。所払、退院、入墨、敲、非人手下の五つ刑罰について、「御城内を構」という措置を追加したのである。これを提案した伺書は、天保五年十月、寺田退蔵、寺井三右衛門の連名によって提出された。その文面は「御仕置仕形

之事」がその末尾にこれを掲載する（「公事出入刑罪筋伺書写」もまた「所払申付候者御城内相構候儀評儀伺書」と題して採録する）。この伺書は、補正の経緯を次のように述べている。すなわち、所払は居町もしくは居村のみが立入禁止であるから、城下町を往来するのは差し支えない。そのため、罪を犯した者が「御城内徘徊いたし候も如何」という疑念が首脳部から提示された。この疑念はもつともな事なので、判決申渡のときに「居所并御城内徘徊致間鋪旨」を言い渡すことにしたのである。あわせて退院、入墨、敲、非人手下の罪を犯した者についても「御城内を構」うこととしたのである。この補正は、「御仕置仕形之ヶ条帳面え組入」れられている。すなわち、「御仕置仕形之事」には「天保五年追加 御城内を構」という文言が所払以下の刑罰に追記されているのである。

「御仕置仕形之事」はその最末尾に、「御仕置除日」と題して死刑執行を避ける日の一覽表を掲載する。除日の制定は、「御仕置仕形之事」の改正には当たらないが、運用に関する重要事項である。「御仕置仕形之事」に附載されているのは、その故である。

この一覽表は、天保十年（一七三九）五月三日、与左衛門（姓末詳、郡奉行か）と丹下（林丹下、郡奉行か）が連名にて主馬殿（古河正義、御用番家老）に提出し、同六月二十一日に裁可となったものである。毎月の十日間を除日するが、このほかに各月の特定の日を除日とする。節句、盆および祭礼が除日である。九月六日から九日にかけての祭礼は、田辺城下町方の産土神として崇敬された朝代神社の祭礼である。一覽表は田辺藩主と幕府將軍の忌日を除日として列挙する。一覽表に見える田辺藩主とその先祖は以下のとおりである。

峯樹院、初代田辺藩主の曾祖父牧野定成、天正元年（一五七三）八月十三日没

見樹院、祖父康成、慶長四年（一五九九）三月八日没

知見院、父信成、慶安三年（一六五〇）四月十一日没

良園⁽⁸⁾院、初代藩主親成、延宝五年（二六七七）九月二十三日没

光樹院、二代藩主富成⁽⁹⁾、元禄六年（二六九三）八月六日没

殿様、第八代の現藩主節成⁽¹⁰⁾

三代藩主英成⁽¹¹⁾から七代藩主以成⁽¹²⁾までの名が見えないのは、毎月の除日と重複しているからである。⁽¹³⁾また、幕府將軍としては大猷院（三代家光）、厳有院（四代家綱）、文昭院（六代家宣）、有章院（七代家継）、有徳院（八代吉宗）、俊明院（九代家治）の名が見られる。すなわち、三代以降の將軍の命日を除日としているのである。⁽¹⁴⁾歴代藩主の忌日を除日とするのは普通のこととして、歴代將軍の忌日をも除日とするのが田辺藩の御仕置除日の特徴である。

五 田辺藩郡奉行役所備え付けの「公事方御定書」

田辺藩が所持する「公事方御定書」は、上下巻とこれに「添候例書」三十九ヶ条が加わって一組となっていた。裁判を担当する部署は郡奉行役所である。田辺藩の郡奉行役所がこの「公事方御定書」を書写したのは、文化元年（一八〇四）のことである。「厳秘録」乾坤（二冊）というのがこの時書写した写本である。この写本は、京都府立総合資料館寄託谷口家資料として現存し、二冊はひもで合綴されている（架号、寄古〇〇二一三七）。乾坤が「公事方御定書」下巻、坤冊が同上巻ならびに「添候例書」である。もともと、「添候例書」は目録および本文第二条の一行目で終了している。きわめて小さな文字の注記が存し、二行目以下を「御定書集五ノ巻」に綴じ込む⁽¹⁵⁾とある。管見では、「御定書集五ノ巻」の伝存を確認できていない。乾坤の第一丁右下には「郡奉行役所」の墨の丸印が捺されており、田辺藩郡奉行所の蔵本であることを示している。⁽¹⁶⁾乾坤両冊の表紙には、「厳秘録 乾坤⁽¹⁷⁾」という表

題とともに「文化元古河氏⁶借写」、その下に「郡奉行役所」という墨書が存する。郡奉行役所は本書を入手後、これを長く利用した。乾冊の第五十五条盗人御仕置之事には左記の下ヶ札が貼付されており、このことを裏付けする。

一 陰物と乍存又買致候者 入墨之上敲

一 盗物と不存候得共、出所不相糺、質ニ置遣候もの 過料

但、右式ヶ条書損と相見え候付、下ヶ札ニ認記置、

嘉永五子九月記置く

嘉永五年（一八五二）九月、盗人御仕置之事に二箇条の脱落を発見したために、下ヶ札をもって補ったのである。郡奉行役所の役人が不断に「公事方御定書」を披見していたことを窺わせる下ヶ札である。

「厳秘録」乾すなわち「公事方御定書」下巻の奥書には、牧野越中守（貞通、寺社奉行）以下、神谷志摩守（文敬・勘定奉行）までの御定書掛三奉行七人の名が連記され、御定書掛の交替についての注記も見られる。この「公事方御定書」は、上巻七八条、下巻一〇二条から成り、下巻の本文についても第五十六条盗人御仕置之事の第二十六項の増補をはじめとする宝暦四年の改訂が見られない。すなわち、「厳秘録」は延享三年増修本なのである。¹⁹ 上下巻と「添候例書」とで一組となっており、かつ下巻末尾における御定書掛三奉行の交替注記も存するので、素性のしつかりした良質の伝本であると見てよいであろう。²⁰ とは言うものの、古河氏が「厳秘録」を入手した経路についてはまったく不明である。²¹

右に述べたように、「厳秘録」は「公事方御定書」の良質な伝本と見られるのだが、これに反するかのように次の不備が見られる。その第一は、松平左近将監の奥書を欠くことである。周知の通り、「公事方御定書」下巻には

本来、御定書掛三奉行の連名に続いて、左の奥書が存する。

右之趣、達

上聞、相極候、奉行中之外不可有他見者也、

寛保二壬戌年四月

松平左近将監

しかしながら、「厳秘録」乾冊は、奉行中以外は他見を許さない旨の奥書、いわゆる秘密文言を欠くのである。不備の第二は、乾冊、坤冊ともに欠条一ヶ条を存することである。乾冊には「公事方御定書」下巻第七十六条あれもの御仕置之事、坤冊には同上巻第三十条御拳場并江戸十里四方之外関八州在々四季打鉄炮御免之儀ニ付御触書を欠いている。何よりも不可解に思うのは、「厳秘録」が「公事方御定書」の上下巻を逆にしてしていることである。すなわち、「厳秘録」の乾冊を「公事方御定書」下巻とし、坤冊を「公事方御定書」上巻に宛てているのである。

秘密文言の欠如、上下巻における欠条および上下巻の順序の逆転は、いずれも意図的な改変によって生じたのではなからうか。つまり、この改変は秘密法の「公事方御定書」を所持することを幕府から咎め立てられないための工作であろうと推察するのである。²²⁾古河氏所蔵本にすでにこの改変が施されていたのか、あるいは郡奉行役所による工作によるものか、いずれと明確にすることはできないが後者の可能性が高いように思う。ともかくも、田辺藩は判決を導くにあたって「公事方御定書」の法文を「御定書」と明記して引用するのであり、²³⁾「厳秘録」の内容が幕府の「公事方御定書」そのものであることを明白に認識しているのは紛れもない。

むすび

田辺藩の刑事判例集である「刑罪筋日記抜書」博奕の冊に左のような判決が掲載されている(第三十八「所々ニ
て博奕打其後致欠立婦忍罷在候者」)。

文化十三丙子年八月四日

行永村弥左衛門悴

欠落いたし候

入牢 弥三郎

其方儀、先達て博奕宿いたし候依科、田畑取上徒罪ニ相成候後、御法事之御赦ニ御免有之処、又候御法度を相
背、銀札式三分賭々忝勿賭位迄、廻り筒にて都合三度簞博奕致、又は他国へ罷越、名前も不存所にて簞博奕
打、其後欠落いたし立婦忍ひ罷在候段、旁不届ニ付、中追放申付候、

御構場所書付公事方之者読之、

中追放御構場所

真倉 吉坂
由良 金屋 境々内

右御構場所徘徊致間鋪候、

文化十三年八月四日、弥三郎は博奕と立婦の罪により、「中追放」という判決が申し渡された。つい二日前に、
「御仕置仕形之事」の試案について了承が得られたばかりである。つまり、試案に示した追放刑を早くも適用した
のである。²⁵⁾その後、文化十四年三月二十五日の判決には「敵之上重キ追放」、同年七月十一日の判決には「非人手

下」という刑名が見られる。⁽²⁶⁾ 田辺藩は「御仕置仕形之事」を試案の段階で一部を施行したのに続き、文化十三年閏八月十六日捧呈の後、すぐさまその全体を施行に移したと考えられる。

ところで、諸藩のなかには幕府の「公事方御定書」を主たる資料として刑法典を編纂した藩が存する。今日までに知られているのは、(1)安永七年(一七七八)に「公事方御定書」を制定した福井藩、⁽²⁷⁾ (2)寛政元年(一七八九)に「議定書」を制定した丹波国亀山藩、⁽²⁸⁾ (3)寛政二年(一七九〇)に「御仕置定式」を制定した福山藩、⁽²⁹⁾ (4)文化六年(一八〇九)に「文化律」を制定した盛岡藩、⁽³⁰⁾ (5)文化十四年(一八一七)に「会所向并罪科之部(規定雜類)上巻の内」に「刑獄裁断」を制定した黒羽藩、⁽³¹⁾ (6)文政三年(一八二〇)に「律」を制定した鳥取藩、⁽³²⁾ (7)文政八年(一八二五)に「御仕置御規定」を制定した松代藩などである。⁽³³⁾

これらの藩は「公事方御定書」のなかから自藩に必要な条文を選択し、且つ規定を自藩に適合するように修正することによって自前の刑法典を編纂した(もちろん、各藩に特有の規定を盛り込むこともあった)。しかしながら、田辺藩の場合は刑罰法規集のみを編纂したのである。なぜであろうか。その理由は、「公事方御定書」そのものを田辺藩の準拠法として利用しようと思図したからと考えられる。判決を導くにあたって「公事方御定書」を引用することは、先学の指摘するところであり、筆写もその事例を紹介したことがある。⁽³⁴⁾ 刑事事件の場合、「公事方御定書」の諸規定のなかに犯罪の構成要件を見いだすことが出来たとしても、その法定刑を田辺藩において適用できるとは限らない。遠島、江戸十里四方追放、江戸払がその典型である。そこで田辺藩は自前の刑罰法規集を編むことにしたのである。田辺藩はこれらの刑名をそれぞれ永牢親類縁者等急度預ケ、御領分追放、田辺払に変更し、さらに朱筆をもって「公儀にて遠島ニ相当候もの」「公儀にて江戸十里四方追放ニ相当候もの」「公儀にて江戸払ニ相当候もの」と注記する。この注記は、擬律にあたって「公事方御定書」の法文を引用する際、刑罰を読み替えるのに便

ならしめるためであろう。すでに述べたように、「御仕置仕形之事」は「公事方御定書」下巻第百三条御仕置仕形之事に載せる刑罰うち、門前払、奴、一宗構、一派構、改易、盲人御仕置、座頭御仕置、遠国非人手下の八種類を採用していない。奴は関所破りを犯した女性に適用する刑罰で、労役に従事させる刑である。⁽³⁵⁾ 奴の不採用は、おそらく田辺藩の判断によるものであろう。他の七つの刑罰は、「公事方御定書」下巻の各条のなかに法定刑としては一度も登場しない。それ故、「御仕置仕形之事」もこれらの刑名を載せなかつたのである。これもすでに指摘したことであるが、「御仕置仕形之事」は「公事方御定書」下巻第百三条御仕置仕形之事に見えない急度叱り、叱りという刑罰を載せる。それは、これらの刑罰を法定刑とする規定が「公事方御定書」下巻の各条のなかに存するからである。こうしたことから考えるに、田辺藩が「御仕置仕形之事」を編纂したのは、自藩の司法処理に幕府の「公事方御定書」を用いるためであつたと解して差し支えなからう。⁽³⁶⁾

「御仕置仕形之事」は、その刑罰体系のなかに文化七年採用の徒罪を位置付けていない。右に見たような幕府法参酌の仕方がそうさせたのである。田辺藩は、文化八年九月制定の「徒罪之事、重中軽三段ニ定、各五等アリ」と同十三年閏八月制定の「御仕置仕形之事」との二本立てにて刑罰法規を運用したのである。

(1) 田辺藩は文化四年(一八〇七)、窃盗犯罪に適用する刑罰として敲を採用し、同七年(一八一〇)、主として博奕犯罪に適用する徒罪という刑罰制度を創設した。これらの刑罰の詳細については、高塩博「丹後国田辺藩の「敲」について」『國學院法學』五巻三号、平成二十五年)および同『近世刑罰制度論考—社会復帰をめざす自由刑—』(平成二十五年、成文堂)所収の「丹後国田辺藩の「徒罪」について」「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」を参照されたい。

(2) 神原文庫は、香川大学初代学長神原甚蔵氏(明治十七年(一八八四)〜昭和二十九年(一九五四))が収集した、和漢洋の典籍

やささまざまな資料約一万一五〇〇点からなる文庫である。神原文庫とその旧蔵者については、高野真澄「香川大学附属図書館『神原文庫』と神原甚造先生」(『香川法字』一〇巻三・四号、平成三年)参照。

(3) 香川大学附属図書館所蔵神原文庫には、岡野重慎旧蔵の写本が「御仕置仕形之儀^ニ付奉^ニ候書付^一」のほかに、八点を数える。これらの写本は、岡野が自ら筆写して所持したもので、書写年次を嘉永四年(一八五二)五月とする写本が存する(「博奕はた商其外徒罪入牢一件」「公私被仰出拔書」。また、これらの写本中に「清英堂」「喫鶴」「岡野重印」という印影を見出すことができる(印影の解説にあたっては、國學院大學文学部教授佐野光一氏のご教示を得た)。なお、岡野重慎とその旧蔵本については、高塩博「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」」(『近世刑罰制度論考』九八・一四〇頁)も参照されたい。

(4) 半大夫は家老田中好昌である。人名の特定は、(田辺藩)牧野家文書「諸家系譜」全六卷(舞鶴市郷土資料館蔵)による。「諸家系譜」は、文化十一年(一八一四)の編成である(『舞鶴市史』通史編(上)、七二七頁、平成五年、舞鶴市史編さん委員会編)。田辺藩の家臣については、舞鶴市郷土資料館の小室智子氏から多くのご教示を得た。

(5) 後述する天保五年改正の折の文書においても「御仕置仕形ヶ条帳面」という表現が見られる。田辺藩は、「御仕置仕形ヶ条」という用語を引き続き使用したようである。

(6) これらの地は、田辺城下から他国に通じる道筋に位置する。真倉は京街道筋の南端(現、舞鶴市字真倉)、吉坂は若狭街道筋の東端(現、舞鶴市字吉坂)、由良は宮津街道筋の西端(現、宮津市字由良)、金屋は福知山に通じる河守街道筋にある(現、福知山市大江町金屋)。真倉、吉坂、由良の三ヶ所に領内番所を設置し、旅人の往来、物資の移出入を監視していた。

(7) 司法省蔵版・法制史学会編・石井良助校訂『徳川禁令考』後集第四、二四三〜二四四頁、昭和三十五年、創文社。

(8) 「公事出入刑罪筋伺書写」もまた、岡野重慎の筆写本である。次の六項目の記事を掲載する。(1)入墨仕形之儀ニ付評儀伺書、(2)所払申付候者、御城内相構候儀評儀伺書、(3)村勘定之儀ニ付願出候節取計伺書、(4)田畑永代売之儀ニ付伺書、(5)永代売買御仕置ゆるみ候例、借金銀取扱相改り候御書付写、(6)隠地并御年貢地永代売答答輕事

(9) 自分仕置令については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』三頁以下(昭和三十五年、創文社)、服藤弘司『刑事法と民事法』一二八〜一四四頁(昭和五十八年、創文社)等参照。

(10) 「公事方御定書」下巻第百三条御仕置仕形之事に定める幕府法の加重減輕法については、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』九一五〜九一八頁参照。幕府の加重減輕法が中国法の「明律」の条文(名例・加減罪例)に示唆を得て立法した規定であること

は、拙文において指摘したことがある（高塩博「江戸時代享保期の明律研究とその影響」池田温・劉俊文編『日中文化交流史叢書』第二巻法律制度、二〇四頁、昭和六十二年、大修館書店）。この加重減輕法は、延享二年（一七四五）八月、徳川吉宗が御定書掛三奉行に指示して設けた規定である。（徳川禁令考』後集第四、二五四～二五六頁）。

なお、「公事方御定書」と「明律」との関係については右の拙文のほかに、小林宏「徳川幕府法に及ぼせる中国法の影響」吉宗の明律受容をめぐって」（『日本における立法と法解釈の史的研究』第二巻近世、平成二十一年、汲古書院、初発表は平成元年）、高塩博「江戸幕府法における敵と入墨の刑罰」（小林宏編『律令論纂』所収、平成十五年、汲古書院）参照。

(11) たとえば、急度叱は「公事方御定書」下巻第二十一条隠鉄砲在之村方咎之事の第三項に、

一 隠鉄砲所持之村方、他所より参打候村方、名主組頭 江戸十里四方并御留場内 重き過料、右之外関八州 急度叱、とあり、同第八十条科人為立退并住所を隠候者之事の第五項にも、

一 喧嘩口論当座之儀にて人を殺し候者

右科人同類ニハ無之、義理を以被頼、住所を隠、或ハ為立退候分ハ、急度叱可申事、

と見える。叱については、同下巻第二十二條御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事の第二項に、

一 鳥殺生いたし候村方并居村 名主 過料

組頭 叱

と見え、同第三十条田畑永代売買并隠地いたし候もの御仕置之事の第一項にも、

一 田畑永代に売候もの 当人 過料

加判之名主 役義取上

証人 叱

と見えるほか、同下巻第三十一条實地小作取捌之事の第十五・十六項、同下巻第四十二條奉公人請人御仕置之事の第十五項但書などにも存する。

(12) 田辺藩の刑事判例集である「刑罪筋日記抜書」（京都府立総合資料館寄託谷口家資料）によると、たとえば寛政元年（一七八九）七月九日判決に「役義被召放戸」（偽カタリ之冊第五「堂上方名目金不実之証文を以借受候者」、寛政十年（一七九八）七月八日判決に「戸」（不行跡の冊第十二「平生行跡不宜趣相聞候者）」がある。

- (13) 田辺藩においては、非人身分を番人と称し、一般には与次郎という通称をもって呼ばれた。
- (14) 江戸の小伝馬町牢屋敷内で執行する入墨の実施法は、高塩博「江戸幕府法における敲と入墨の刑罰」(前掲書一四二〜一四三頁)を参照されたい。
- (15) 田辺藩主家の忌日の調査に関しては、舞鶴工業高等専門学校の見玉圭司氏の協力を得た。
- (16) 常憲院(五代綱吉)、文恭院(十一代家斉)の名が見えないのは、毎月の除日と重複するからであろう。しかし、惇信院(九代家重)の名が見られない理由は未詳である。
- (17) この注記は、「此次、役所御定書集五ノ巻へハツシトヂ込アリ」というものである。
- (18) 「郡奉行役所」印は、『舞鶴市史』通史編(平成五年、舞鶴市史編さん委員会編)に印影が掲載されている(同書上七四二頁)。
- (19) 「公事方御定書」は寛保二年(一七四二)に成立した後、下巻について寛保三年、延享元年、同二年、同三年の四次にわたる連年の増補修正が施され、それより八年後の宝暦四年(二七五四)に上下巻に増補修正が加えられて、法文が固定した。「公事方御定書」の増補修正については、荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』(昭和五十五年、巖南堂書店)、高塩博「寛保三年増修の「公事方御定書」下巻について」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九五輯、平成十七年)など参照。
- (20) 井ヶ田良治氏は、「牧野家領郡奉行役所で参照されたもの(「公事方御定書」のこと―引用者注)は、棠蔭秘鑑以前の私写本であったと思われる」と指摘される(「近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成―丹後田辺牧野家領の公事出入を例として―」『同志社法学』五八巻一七頁、平成十八年)。
- (21) 「諸家系譜」(舞鶴市郷土資料館蔵)によると、古河姓の田辺藩士にはこの時期、家老古河主馬がある。また、良園院様(初代藩主牧野親成)御代之家としての古河氏があり、その第四代に古河甚五左衛門(勝俊・録百五拾石)という人物がいる。甚五左衛門は定府の経歴があり、その後、御用人御番頭、御側御用人を勤めている。「厳秘録」の所持者は家老古河主馬ではなくして、古河甚五左衛門であったのはなかるうか。すなわち、彼が江戸在勤の間に入手したと考えるのである。このことは憶測にすぎないが、後考に備えるために記しておく。
- (22) 坤冊に「添候例書」本文第二条の第一行目までを合綴することにより、乾冊、坤冊の丁数を同数とした(ともに九七丁)。この不自然な合綴も、目的を同じくするのかも知れない。
- (23) 井ヶ田良治「近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成―丹後田辺牧野家領の公事出入を例として―」(前掲誌二一〜二七

- 頁)、同「丹後田辺牧野家領の刑事吟味」(藩法研究会編『大名権力の法と裁判』二二四～二二六頁、平成十九年、創文社)、高塩博「丹後国田辺藩の「徒罪」について」(『近世刑罰制度論考』八三～八四頁、平成二十五年、成文堂) 参照。
- (24) 京都府立総合資料館寄託谷口家資料(架号、寄古〇〇二一四八)。
- (25) 「刑罪筋日記抜書」に追放刑の判決を探すと、「御仕置仕形之事」制定以前においては隣国三ヶ津御構追放、近国御構にて追払、丹後国御構追放、御領分追払、町払、居村追払などが存し、「中追放」という刑名は存しない。
- (26) 「刑罪筋日記抜書」盗賊の冊の第六十三「御船小屋にて大工道具盗取、其外ニても米盗取候者、并引合之者とも」、および同火附・人殺・強訴・不孝・喧嘩・密通の冊の第十三「養妹と度、致密会非人手下に申付候者」。
- (27) 福井藩「公事方御定書」については、左記参照。
- 藪利和「福井藩「公事方御定書」雑考」(一)(二)「札幌学院法学」四卷一・二号、昭和六十二・六十三年
- 同 「福井藩「公事方御定書」―御定書系藩法典の考察―参考史料(一)―「札幌学院法学」三卷一、昭和六十一年
- 神崎直美「福井藩御仕置留」について」『近世日本の法と刑罰』平成十年、巖南堂書店
- (28) 丹波国亀山藩「議定書」については、左記参照。
- 『近世藩法史料集成』第一卷、昭和十七年、京都帝国大学法学部日本法制史研究室編刊
- 京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』昭和五十五年、創文社
- (29) 福山藩「御仕置定式」については、左記参照。
- 林紀昭「御定書系藩刑法典の一考察―福山藩「御仕置定式」の分析を中心に―」関西学院大学『法と政治』三二卷四号、昭和五十六年
- 同 「福山藩「御仕置定式」―御定書系藩刑法典の一考察―参考史料(1)―『法と政治』三三卷一、昭和五十七年
- 『広島県史』近世資料編V、藩法集三、昭和五十四年、広島県編刊
- (30) 南部藩「文化律」については、左記参照。
- 熊林實「南部藩「文化律」考」『奥羽史談』七〇・七一合併号、昭和五十五年
- 『近世藩法史料集成』第一卷、昭和十七年、京都帝国大学法学部日本法制史研究室編刊
- 京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』昭和五十五年、創文社

『文化律』(森ノブ校訂・藤巖齋字) 昭和五十九年、岩手県文化財愛護協会編刊

(31) 黒羽藩「会所向并罪科之部(規定雜類)上巻の内」「刑獄裁断」については、左記参照。
古城正佳「黒羽藩における刑罰」『東海法学』三四号、平成十七年

同 「近世刑事裁判への寺社の関与―黒羽藩を事例として―」『東海法学』四二号、平成二十一年

栃木県那須郡黒羽町教育委員会編『黒羽藩
政史料創垂可継』昭和四十三年、柏書房

(32) 鳥取藩「律」については、左記参照。

前田正治「鳥取藩「律」考」『法と政治』二三巻三・四合併号、昭和四十八年

藩法研究会編『藩法集』2鳥取藩、昭和三十六年、創文社

鳥取県編『鳥取藩史』第四巻財政志・刑法志・寺社志、昭和四十六年、鳥取県立鳥取図書館刊

(33) 松代藩「御仕置御規定」については、左記参照。

平松義郎「藩法雑考―老 信濃・松代藩「御仕置御規定」―」(一)名古屋大学『法政論集』二〇・二二号、昭和三十七年

小驚喜一郎「松代藩「御仕置御規定」の分析―「御定書」と藩法―」瀧澤武雄編『論集中近世の史料と方法』平成三年、東京堂出版

藩法研究会編『藩法集』5諸藩、昭和三十九年、創文社

(34) 注(23)参照。

(35) 「公事方御定書」上巻第五十四条奴女片附之儀ニ付御書付、同下巻第二十条関所を除山越いたし候もの并関所を忍通候御仕置之事(徳川禁令考)別巻四一・六六頁、昭和三十六年、創文社。

(36) 浜松藩もまた田辺藩と同じように、「公事方御定書」下巻の第百三条御仕置仕形之事に基づいて「御仕置仕形」という刑罰法規集を編纂した。文政二年(一八一九)の制定である。時の藩主は、幕府寺社奉行の職に在った水野忠邦である。その法文は、浜松藩の藩法集「監憲録・浜松告稟録」に収載されている(神崎直美編著『監憲録・浜松告稟録』八二〜八八頁、平成二十五年、創文社)。その編纂意図が田辺藩と同じであったかどうかについては、後考に俟ちたい。

〔史料翻刻〕

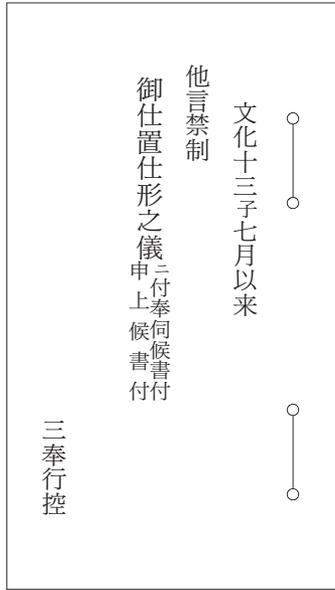
凡例

- 一 本稿は、拙稿「丹後国田辺藩の「御仕置仕形之事」について―譜代藩における「公事方御定書」参酌の一事例―」の史料として「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付申上候書付」一冊（香川大学附属図書館神原文庫蔵）を翻刻するものである。
- 一 「御仕置仕形之儀ニ付奉伺候書付申上候書付」は、豎二二・七糎、横一五・七糎の袋綴の筆写本である。表題は、表紙中央への打付書である。墨付は二五丁であり、半丁に九行を基本とする。
- 一 翻刻にあたっては原文の体裁に忠実を旨としたが、印刷の都合上、体裁に若干の変更の生じた箇所が存する。判読に便ならしめるため、原文に読点、並列点をほどこした。
- 一 朱書の文字は「」をもって示し、その旨を注記した。

「御仕置仕形之儀」
ニ付奉伺候書付
申上候書付

(香川大学附属図書館神原文庫蔵)

(表紙)



(朱筆)

「文化十三年 子七月十八日

半太夫殿へ直達

半太夫

同八月二日

奉書半切 御同人御書取を以承付いたし候様被仰聞、

卷上 翌三日承付相認、御同人え返達、

御仕置仕形之儀」
ニ付奉伺候書付

書面伺之通相心得、御仕置仕形之ケ条

悉帳面ニ相認差上可申候、并入墨仕形之義

追て評義仕可申上旨被仰聞承知仕候、

子八月二日

七月十八日

吉田藤九郎
庄門 織蔵
高田 衛

御仕置仕形之儀、此度評儀仕候趣

左之通ニ御座候、

一重追放 御構場所

丹後 丹波 但馬 若狹 江戸 京 大坂

但、田畑家屋舗家財共、欠所、

(朱筆) 「是は

公儀にて寛保之御定ニは、

武蔵 相模 上野 下野 安房 上総

下総 常陸 山城 摂津 和泉 大和

肥前 東海道筋 木曾路筋 甲斐 駿河

同寛政之御改にては、

武蔵 相模 上野 下野 安房 上総

下総 常陸 山城 摂津 奈良 伏見

境(ママ堺) 紀伊 長崎 尾張 駿河 甲斐

東海道 木曾海道(ママ街) 日光海道(ママ街)」

一中追放 御構場所

丹後 江戸 京 大阪

但、田畑家屋敷、欠所、

(朱筆) 「是は

公儀にて寛保之御定ニは、

武蔵 山城 摂津 和泉 大和 肥前

東海道筋 木曾路筋 下野 日光道中

甲斐 駿河

同寛政之御改にては、

江戸十里四方 京 大阪 奈良 境(ママ堺)

伏見 和歌山 長崎 名古屋 甲府

水戸 東海道 木曾海道(ママ街) 日光道中」

一軽追放 御構場所

田辺領 江戸 京 大阪

但、右同断、

(朱筆) 「是は

公儀にて寛保之御定ニは、

江戸十里四方 京 大阪 東海道筋

日光 日光道中

同寛政之御改にては、

江戸十里四方 京 大阪 甲府 東海道

日光道中

右之通ニ御座候、尤是迄三ヶ之津御隣国

構追放申付候例も御座候間、旁以差略仕

候得共、以来一通りにては、右三追放ハ

町人百姓ニは申付間鋪候、」

町人百姓

一重追放 御構場所

真倉 吉坂 境ヨリ内、

由良 金屋 但、田畑家屋鋪家財、欠所、

右同断

一中追放 御構場所

右同断、

但、田畑家屋敷、欠所、

右同断

一軽追放 御構場所

右同断、

但、田畑欠所、

(朱筆) 「是は

公儀にて延享之御定ニは、

江戸十里四方并住居之國、悪事仕出候國

共構之、

同寛政之御改ニては、

日本橋より四方五里宛、但武蔵一ヶ國并生

國構之、」

一御領分追放 御構場所

真倉 吉坂
由良 金屋 境ヨリ内

但、欠所無之、

(朱筆) 「是は

公儀にて江戸十里四方追放ニ相当候もの可

申付候、」

一入墨

但、入墨之跡癒候て出牢、

一非人手下 番人小屋頭へ相渡ス、

一穢多御仕置 軽キ義は穢多頭にて相当之咎可申付旨

申渡ス、

右、評儀仕候趣書面之通ニ御座候、都て御仕置之儀、

江戸之御定ニ准取計候様、兼て被 仰渡候ニ付、右之

外は省略仕候、前書之趣御下知相濟候ハ、御仕置仕

形之ヶ条悉帳面ニ仕立差上可申哉、奉伺候、以上、

子七月

(朱筆) 「子八月二日、半太夫殿御渡之御書取」

書面伺之通相心得、御仕置仕形之ヶ条悉帳

面ニ相認差出可被申候、并入墨仕形之義、

追て致評儀可被申候事、

(朱筆) 「子閏八月十六日、半太夫殿へ直達、」

(朱筆)「奉書半切

卷上」

吉田藤九郎
庄門 豎 蔵
高田 織 衛

御仕置仕形之儀ニ付評儀仕相伺候処、伺之通相心得、御仕置仕形之ヶ条悉帳面ニ相認、差上可申旨被仰聞候ニ付、別帳之通差上申候、然処、入墨仕形之儀、追て評儀仕可申上旨被仰聞候ニ付、尚又与得相考評義之上追て相伺、御下知相濟次第右帳面御下之儀申上、其節組入差上可申積ニ御坐候、依之申上置候、

八月

(朱筆)
「上袋

子閏八月十六日

半太夫殿へ直達」



御仕置仕形之儀申上候書付

吉田藤九郎
庄門 豎 蔵
高田 織 衛

(朱筆)「美濃紙帳面カスガヒトゾ」

御仕置仕形之儀申上候書付

吉田藤九郎
庄門 豎 蔵
高田 織 衛

御仕置仕形之事

一 鋸挽

一 磔

一 獄門

一 火罪

一 斬罪

一 死罪

但、右之分、田畑家屋鋪家財共、欠所、

一下手人

但、欠所無之、

右之分并晒引廻等之儀は、其節相伺可申候、

一 永牢或は親類縁者等え急度預ケ

但、田畑家屋鋪家財共、欠所、

(朱筆)「是は武士・出家・社人・町人・百姓共、

公儀にて遠島ニ相当候ものを永牢ニ可

申付候、尤其品ニより或は親類縁者等

へ急度可預置候、」

一 重キ追放

御構場所

丹後 丹波 但馬 若狭 江戸 京 大坂

但、田畑家屋鋪家財共、欠所、

(朱筆)「是は武士・出家・社人之御仕置ニ可申

付候、」

一 中追放

御構場所

丹後 江戸 京 大坂

但、田畑家屋鋪、欠所、

(朱筆)「是は右同断、」

一 輕キ追放

御構場所

〔真倉 吉坂
由良 金屋 境ヨリ内

江戸 京 大坂

但、右同断、

(朱筆)「是は右同断、

但、右之内侍以上并御扶持人ニても、

其品ニより御親類様或は諸家様奉公

御構被成候儀も可有之候、且以来一

通りにては、右三追放は町人百姓之

御仕置ニハ申付間敷候、尤町人百姓

右輕追放申付候節は、田畑計欠所可
申付候、」

町人百姓
重中追放
輕

重追放
欠所
田畑家屋鋪家財取上

一
真倉 吉坂
由良 金屋 境の内

中追放
欠所
田畑家屋鋪取上

輕追放
欠所
田畑取上

(朱筆) 「是ハ町人百姓之御仕置ニ可申付候、

但、欠所之儀当人えは不申渡、村町役

人え以書付可申渡事、」

一御領分追放

御構場所
真倉 吉坂
由良 金屋 境の内

但、欠所無之、然共利欲ニ拘り候類は、田畑家
屋敷欠所、尤年貢未進有之候ハ、家財共欠
所、

(朱筆) 「是は武士・出家・社人・町人・百姓共之儀
にて、江戸十里四方追放ニ相当候ものを可
申付候、」

一田辺払

御構場所

京橋
大野辺口の内
高橋

大内町 吉原町 築地 出生之村 住居之村

但、右同断、

(朱筆) 「是は右同断、

公儀にて江戸払ニ相当候ものを可申付候、」

一所払

天保五年追加
御城内を構
町方八居町 払
但、右同断、
在方八居村

(朱筆) 「是は出家・社人・町人・百姓之御仕置ニ可

申付候、」

右重中軽御領分追放田辺払共、御構場所書付相渡、

御領分追放以上は其もの最寄之御国境ニて放遣、田

辺払は町出口ニて放遣候事、

但、他所もの宿無追払ニ相当り候ものは、罪科

相当申渡、御領分相構、御境え送遣可申事、

一自本罪一等重キ御仕置は、可為永牢以下事、

重追放ハ 入墨又ハ敵之上重追放

中追放ハ 重追放

軽追放ハ 中追放

御領分追放ハ 軽追放

田辺払ハ 御領分追放

所払ハ 田辺払

但、都て右之軽重ニ可心得事、

一自本罪一等軽御仕置之事、

(獄門)
死罪門ハ

永牢ハ

(永牢)
重追放

中追放

重追放ハ

軽追放

中追放ハ

御領分追放

軽追放ハ

田辺払

御領分追放ハ

所払

所払ハ

急度叱り

但、右同断、

持高三分ニ可取上分、
過料老反歩ニ付、
五貫文宛

同半分可取上分、
過料老反歩ニ付、
三貫文宛

一 田畑持高之内

一 半分或ハ三分二、三分一
取上候ものは、
同三分一可取上分、
過料老反歩ニ付、
貳貫文宛

一 追院

一 退院
住居之寺え不相帰、申渡候所々直ニ払遣、
(朱筆) 「是は寺院之御仕置ニ可申付候、」

一 退院

(朱筆) 「是は寺院之御仕置ニ可申付候、」
天保五年追加
城内を構 住居之寺を可退旨申渡入、

(朱筆) 「是は右同断、

但、隠居申付候も取計方同断、都て

御領内ニ本寺有之分は呼出為承、他

所ニ本寺有之分、身分勤共咎は本寺

へ懸合之上可申付候、」

一 押 込 三十日

他出不為仕、戸を建寄置、

(朱筆) 「是は輕キ武士・出家・社人之御咎ニ可

一 閉 門 百日

門を閉、窓塞、釘ノニ不及、

一 入 墨

天保五年追加
御城内を構

申付候、」

但、病氣之節、夜中医師招候義、并出火之節火

防候義不苦、

但、入墨之跡癒候て出牢、

(朱筆) 「是は武士・出家・社人等之御咎ニ可申

付候、

ニ可申付候、」

但、閉門は甚重く候間、容易ニ不申

一 敲

輕ハ五十敲 天保五年追加
重ハ百敲 御城内を構

牢屋門前ニて科人之肩・背・尻を懸、背骨を除、

付、多分逼塞・遠慮・押込ニ可申付

候、」

絶入不仕様、檢使役人遣し、同心ニ為敲候事、

一 逼 塞 三十日

門を立、夜中潜ム不目立様ニ通

但、町人ニ候得は年寄・組頭、在方は庄屋・年

路不苦、

寄呼寄、敲候を為見候て引渡遣、

但、右同断、

(朱筆) 「是は右同断、」

(朱筆) 「是は右同断、」

一 戸

三十日 門戸を貫を以釘メ、
五十日

一 遠 慮 三十日

門を立、潜は引寄置、夜中不目

立様ニ通路不苦、

一 手 鎖

三十日 其懸リニて手鎖懸、封印付、
五十日

但、右同断、

(朱筆) 「是は右同断、」

(朱筆) 「是は百姓町人之御咎ニ可申付候、」

一 押込 三十日
五十日

前記同断、

一二重御仕置

(朱筆) 「是は右同断、」

役儀取上

過料

但、出火ニ付て之咎は、類焼之多少

過料之上

手戸鎖

ニより廿日・十日之押込申付、尤寺

敲之上

所追払放

社々出火之節、其寺社七日・十日之

入墨之上

所追払放

遠慮、此外閉門は勿論、逼塞・戸

敲

所追払放

ノ・手鎖等、日数少キ御咎は無之、

但、其餘右ニ准、三重之御咎は申付間敷候、

一 過料 三貫文
五貫文

一 非人手下

天保五年追加
御城内を構

番人小屋頭え相渡ス、

但、重キハ拾貫文、又は式拾両・三拾両、其

一 穢多御仕置

輕キ義は穢多頭ニテ相当之咎可申付

もの之身上ニ随ひ、或は村高ニ応し員数相

以上

旨申渡、

定、三日之内為納候、尤至て輕キ身上ニて、

過料難差出ものハ手鎖、

文化十三丙子年閏八月十六日

(朱筆) 「是は右同断、」

一 急度叱り

天保五甲午年十月

(朱筆) 「是は武士・出家・社人・町人・百姓共

所払申付候もの、

御咎ニ可申付候、」

御城内相構候哉之段御尋ニ付、罪之様子次第

一 叱り

御城内相構候儀も可有御座候得共、一通りニて

(朱筆) 「是は右同断、」

は其もの居町・居村を払候迄ニ御座候段申上候
 処、科有之居所払候程之もの

御城内徘徊いたし候も如何之旨被仰聞候ニ付評
 儀いたし候処、御尤ニ奉存候間、左候ハ、以来
 所払ニ相当候者所払可申付哉と相伺、御下知相
 濟申渡候節、居所并

御城内徘徊致間鋪旨申渡、其外退院申付候も
 の、又は入墨、^{ツ、キ}敲、非人手下杯申付候も同様之
 趣意ニ付、是又同様相心得可申哉之段申上候
 処、其通可相心得旨先達て被 仰聞候ニ付、則
 御仕置仕形之ヶ条帳面え組入差上候事、
 但、御赦ニ所払 御免有之候得は、

御城内徘徊も相成候義勿論ニ候得共、敲、入
 墨は御仕置相濟候上之儀、非人手下は御赦ニ
 難成ものニ付、右之類は、御赦有之節
 御城内徘徊 御免之儀申上候ハ、御免有之
 候様仕度旨申上候処、是又其通相心得候様被
 仰聞候事、

天保五^甲午年十月

寺田 退蔵
 寺井 三右衛門

御仕置除日

毎月朔日・二日・五日・十日・十二日・十五日・十七
 日・十九日・廿四日・廿八日・正月十五日迄、

三月	三日	節句
三月	八日	見樹院様
三月	廿七日	殿様御誕生日
四月	十一日	知見院様
四月	廿日	大猷院様
四月	晦日	有章院様
五月	八日	敵有院様
六月	廿日	有徳院様
七月	七日	節句
七月	十三日	盆中
七月	十四日	同
七月	十六日	同
八月	六日	光樹院様
八月	十三日	峯樹院様

		九月		
十月	十四日	廿三日	九日	八日
以上		良藺院様	祭礼	祭礼
		文昭院様	同	同
			俊明院様	祭礼

与左衛門
丹 下

天保十寅五月三日主馬殿へ上置候処、同六月廿一日、
伺之通心得候様、御沙汰にて御渡被成候事、

（裏表紙）

「 岡野重慎 」

